

世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業（指定事業者によるサービス）
令和元年10月改正内容

令和元年10月に予定されている消費税率引上げに伴い、介護給付の報酬改定等が行われることに併せて、総合事業について国の地域支援事業実施要綱（以下「実施要綱」）が改正されたため、区の総合事業において、10月1日から以下のとおり報酬改定等を行う。

1. 基本単位について

(1) 従前相当のサービス

総合事業訪問介護サービス（A2）、総合事業通所介護サービス（A6）については、国の実施要綱に沿って改定を行う。

(2) 区独自基準のサービス

総合事業生活援助サービス（A3）、総合事業運動器機能向上サービス（A7）については、介護給付費の上乗せ率と同等の改定を行う。

【基本単位の改正内容】

| サービス種別 | | 改正内容 |
|--------|-----------------------|--|
| 訪問型 | ＜総合事業訪問介護サービス【A2】＞ | ◆週1回程度 月1,168単位 → 月1,172単位 ◆週2回程度 月2,335単位 → 月2,342単位 ◆週2回を超える程度 月3,704単位 → 月3,715単位 |
| | ＜総合事業生活援助サービス【A3】＞ | ◆1回 225単位 → 226単位 |
| 通所型 | ＜総合事業通所介護サービス【A6】＞ | ◆週1回程度 月1,647単位 → 1,655単位 ◆週2回程度 月3,377単位 → 3,393単位 |
| | ＜総合事業運動器機能向上サービス【A7】＞ | ◆1回 325単位 → 327単位 |

2. 介護職員等特定処遇改善加算について

介護人材確保の取組みを一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行うことを目的に、従来の介護職員処遇改善加算に加えて、介護職員等特定処遇改善加算が創設されることに伴い、区の総合事業においても本加算を創設する。

※本加算を算定する場合は、総合事業としての届出が必要となります。

※令和元年10月サービス提供から本加算を算定するための届出は、9月2日で締め切りました。令和元年11月以降、新たに本加算を算定する場合は、加算を取得しようとする月の前々月の末日までに届出が必要となります。

【介護職員等特定処遇改善加算の内容】

| サービス種別 | | 内容 |
|--------|-----------------------|----------------------------------|
| 訪問型 | <総合事業訪問介護サービス【A2】> | ◆介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） + 所定単位×6.3% |
| | <総合事業生活援助サービス【A3】> | ◆介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） + 所定単位×4.2% |
| 通所型 | <総合事業通所介護サービス【A6】> | ◆介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） + 所定単位×1.2% |
| | <総合事業運動器機能向上サービス【A7】> | ◆介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） + 所定単位×1.0% |